

技術基準等の改正情報

1. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について（平成 18 年 6 月 2 日）

（1）第 124 条【特別高圧架空電線と建造物との接近】及び第 129 条【特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交さ】

特別高圧用の防護具に収めた 35,000V 以下の特別高圧架空電線が、簡易な突出し看板等の造営材と接近する場合には、低高圧架空電線と同様に、接触しないように施設することができるようになった。

（2）第 156 条【架空電線と添架通信線との離隔距離】

高圧架空電線路又は特別高圧架空電線路の支持物に加え、低圧架空電線路の支持物に施設する機械器具に附属する電線についても第 1 項第四号の対象になった。

2. 平成 18・05・26 原院第 6 号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正について（平成 18 年 6 月 26 日）

電気事業法第 43 条第 1 項の主任技術者の選任、第 43 条第 2 項の主任技術者許可、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の主任技術者選任の承認及び規則第 52 条第 3 項ただし書の承認について、解釈及び運用方針の一部改定を行った。

なお、平成 15 年 10 月 1 日付「主任技術者制度の運用について(内規)」(平成 15・09・11 原院第 1 号)及び平成 7 年 12 月 1 日付「ビル管理会社の電気主任技術者の選任について」(7 公技第 4 号)は廃止し、本改定は平成 18 年 7 月 1 日から適用される。

3. 安全管理審査実施要領（内規）の改正について（平成 18 年 7 月 20 日）

原子力安全・保安院は、電気工作物設置者の法定事業者検査の実施に係る体制を審査するための「安全管理審査の実施要領（内規）」(平成 18 年 7 月 20 日付、平成 18・06・15 原院第 4 号、NISA-234a-06-7)を制定した。

なお、「安全管理審査実施要領（内規）の制定について」(平成 16 年 12 月 1 日付、平成 16・11・26 原院第 6 号、NISA-234c-04-13)及び「登録安全管理審査機関による安全管理審査の実施に関する指針」(平成 16 年 12 月 1 日付、平成 16・11・26 原院第 6 号、NISA-234c-04-4)は、廃止される。

4. 電気事業法施行規則第 94 条の 3 各号の解釈例の改正について

(平成 18 年 7 月 24 日)

原子力安全・保安院は、「電気事業法施行規則第 94 条の 3 各号の解釈例」(平成 18 年 7 月 24 日付,平成 18・06・28 原院第 8 号,NISA-234a-06-8)を制定した。

この解釈例は,電気事業法施行規則第 94 条の 3 各号に規定する定期事業者検査の十分な方法について,発電用火力設備に適用する場合の例示を示すものである。

例示した,(社)火力原子力発電技術協会発行「火力発電所の定期点検指針」(TNS-G1001-2005.4)及び(社)日本機械学会規格「発電用火力設備規格火力設備配管減肉管理技術規格(2006 年版)」(JSME S TB1-2006)(規格の認証に係る部分を除く)を参照することができるものと規定している。

なお,本解釈例は平成 18 年 7 月 24 日から適用することとし,「電気事業法施行規則第 94 条の 3 各号の解釈例について」(平成 17 年 3 月 30 日付,平成 17・03・18 原院第 4 号)は同日付で廃止される。

5. 電気事業法施行規則第 73 条の 4 の解釈例の改正について

(平成 18 年 9 月 29 日)

原子力安全・保安院は,電気事業法施工規則第 73 条の 4 に規定する使用前自主検査の方法について,「電気事業法施工規則第 73 条の 4 の解釈」(平成 18 年 9 月 29 日付,平成 18・07・25 原院第 2 号,NISA-234a-06-9)を制定した。

なお,本解釈例は,平成 18 年 9 月 29 日から適用することとし,「電気事業法施工規則第 73 条の 4 の解釈について」(平成 17 年 10 月 7 日付け,平成 17・09・07 原院第 6 号)は同日付けで廃止された。

6. 電気事業法施工規則,発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び発電用火力設備の技術基準の解釈の一部改正について (平成 18 年 10 月 27 日)

電気事業法施行規則,発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び発電用火力設備の技術基準の解釈の一部が改正された。

(1) 電気事業法施行規則第 48 条

(2) 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令

第 6 章 燃料電池設備「第 32 条」

第 9 章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備「第 69 条～72 条」

(3) 発電用火力設備の技術基準の解釈

第6章 燃料電池設備「第44条, 第47条」

第9章 可燃性の廃棄物を主な原材料として固形化した燃料の貯蔵設備「第103条」

7. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改定について (平成18年12月14日)

「電気設備の技術基準の解釈」の改正の概要

第51条【常時監視をしない発電所の施設】

常時監視をしない発電所のうち随時巡回方式として運用する発電所(第1号)に固体酸化物形燃料電池発電所を追加する。

8. 電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)の一部改正について
(平成18年12月26日)

電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第1号二及び第2号八並びに第53条第2項第5号の規定に基づき、平成15年経済産業省令告示第249号(電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件, 第1号八及び第2号口の機械器具並びに第1号二及び第2号八の算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)の一部が改定された。

第3条第1項中「次条第4号の発電所(出力100キロワット以上のものに限る。)並びに第7号及び第8号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く。)については次表に掲げる換算係数に0.6を, 同条第4号の発電所(出力100キロワット未満のものに限る。)については0.25を, 同条第9号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く。)については0.45」を「次表第2号の2本文の発電所及び第9号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く。)については次表に掲げる換算係数に0.45を, 同条第7号及び第8号の需要設備(小規模高圧需要設備を除く。)については0.6に改める。」

第4条第四号を以下のように改める。

四 太陽電池発電所にあつては毎年2回以上

9. 電気事業法関係手数料規則の一部を改正する省令について(平成19年1月12日付官報掲載をした件)
(平成19年1月17日)

電気主任技術者試験の現状にかんがみ、電気主任技術者の受験の手数料の額を改定するとともに、電気主任技術者試験の受験の申込みを電子申請により行う場合の

手数料の額を定めるために、電気事業法関係手数料規則（平成 7 年通商産業省令第 81 号）の一部を改正する省令が定められた。

電気事業法関係手数料規則（平成 7 年通商産業省令第 81 号）

別表第 1（第 1 条関連）

- 一（略）
- 二（略）
- 三 第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者を受けようとする者
12800 円
- 四 第三種電気主任技術者免状に係る延期主任技術者試験を受けようとする者
5200 円
- 五（略）

10 .「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について（平成 19 年 3 月 12 日）

「電気設備の技術基準の解釈」が次のとおり改正された。

(1) 「電気設備の技術基準の解釈」の改正の概要

第 122 条の 2【特別高圧架空電線路の塩雪害対策】

特別高圧架空電線路を塩雪害のおそれがある地域に設置する場合には、がいしに着雪による絶縁破壊防止対策を施すこと新たに定める。

第 123 条【特別高圧保安工事】

電線は、風と雪の組み合わせにより揺動しないように施設することを追加する。

11 .「電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令」について（平成 19 年 3 月 28 日）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条【事業用電気工作物の維持】第 1 項及び第 56 条【技術基準適合命令】第 1 項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令が以下のように定められた。

第 72 条【特別高圧の電気設備の施設の禁止】ただし書中

「誘導電動機」の下に「，動機発電機，誘導発電機」を加え、「固形の」を削る。

12. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について (平成19年3月28日)

「電気設備の技術基準の解釈」が次のとおり改正された。

「電気設備に関する技術基準の解釈」の改正の概要

(1) 第17条【変圧器の電路の絶縁耐力】

変圧器から除く特殊の用途に供されるものを追加する。

(2) 第205条【特別高圧屋内電気設備の施設】

禁止除外設備を追加する。

(3) 第211条【屋側配線又は屋外配線の施設】

禁止除外設備を追加する。

(4) 第216条【屋側又は屋外の粉塵の多い場所等における施設】

禁止除外設備を追加する。

(5) 第239条【電気集塵装置等の施設】

石油精製不純物除去装置の規定を追加する。

(6) 第239条の2【可燃性のガス等の存在する場所における特別高圧電動機，特別高圧発電機の施設】

新規に条文を制定する。